

平成 30 年度 神戸市水防計画 修正 (案) 新旧対照表

現行計画										修正案													
<b>第 3 章 重要水防箇所</b>										<b>第 3 章 重要水防箇所</b>													
重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。 市域のうち、水防活動上特に警戒を要する水防地区は次のとおりとする										重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。 市域のうち、水防活動上特に警戒を要する水防地区は次のとおりとする													
(1) 河川水防地区					(神戸市建設局)					(1) 河川水防地区					(神戸市建設局)								
名 称		一・二級河川						準用、普通河川		名 称		一・二級河川						準用、普通河川					
		水防上最も重要な箇所			次に重要な箇所			重要な箇所				水防上最も重要な箇所			次に重要な箇所			重要な箇所					
		箇所	数量	箇所	数量	箇所	数量	箇所	数量			箇所	数量	箇所	数量	箇所	数量						
河川数	左岸	15	7	15,745m	18	19	16,380m	2	2	1,440m	河川数	左岸	15	8	13,404m	18	19	16,380m	2	2	1,440m		
	右岸		9	16,255m		20	16,240m		2	2		1,440m		右岸	10		13,914m	20		16,240m	2	2	1,440m
	工作物		35	-		14	-		-	-		工作物		35	-		14	-		-	-		
* 河川における重要水防箇所指定基準及び重要水防箇所一覧表 (神戸市地域防災計画防災データベース 水防計画水防資料3-1)										* 河川における重要水防箇所指定基準及び重要水防箇所一覧表 (神戸市地域防災計画防災データベース 水防計画水防資料3-1)													
(2) 雨水幹線水防地区					(神戸市建設局)					(2) 雨水幹線水防地区					(神戸市建設局)								
名 称		箇 所			数 量					名 称		箇 所			数 量								
雨水幹線		11			2,560m					雨水幹線		11			2,560m								
* 雨水幹線水防地区の選定基準及び雨水幹線水防地区一覧表 (神戸市地域防災計画防災データベース 水防計画水防資料3-2)										* 雨水幹線水防地区の選定基準及び雨水幹線水防地区一覧表 (神戸市地域防災計画防災データベース 水防計画水防資料3-2)													
(3) 運河・海岸水防地区					(神戸市みなと総局・経済観光局、姫路河川国道事務所)					(3) 運河・海岸水防地区					(神戸市みなと総局・経済観光局、姫路河川国道事務所)								
名 称		重要水防区域			危 険 な 区 域					名 称		重要水防区域			危 険 な 区 域								
運河・海岸		80,335m			430m					運河・海岸		80,335m			430m								
* 運河・海岸水防地区の選定基準及び運河・海岸水防地区一覧表 (神戸市地域防災計画防災データベース 水防計画水防資料3-3)										* 運河・海岸水防地区の選定基準及び運河・海岸水防地区一覧表 (神戸市地域防災計画防災データベース 水防計画水防資料3-3)													
(4) 重点整備ため池					(神戸市経済観光局)					(4) 重点整備ため池					(神戸市経済観光局)								
名 称		箇 所			数 量					名 称		箇 所			数 量								
ため池		15			2,574m					ため池		16			2,874m								
* 重点整備ため池の選定基準及び重点整備ため池一覧表 (神戸市地域防災計画防災データベース 水防計画水防資料4-2)										* 重点整備ため池の選定基準及び重点整備ため池一覧表 (神戸市地域防災計画防災データベース 水防計画水防資料4-2)													

**現行計画**

**第4章 予報及び警報**

**4-1 気象庁が行う予報及び警報**

気象庁が行う予報及び警報の種類、発表基準等については、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対応計画 第1章 警戒体制及び防災活動計画 1-1 警戒体制」に定めるとおりとする。

**4-2 水位周知河川における水位到達情報**

水位周知河川は、洪水予報河川以外の河川のうち、兵庫県知事が指定する洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川である。

兵庫県は、水位周知河川の水位が避難判断水位に達したとき、及び、特別警戒水位（氾濫危険水位）に達したときは、その旨を関係水防管理団体へ通知する。

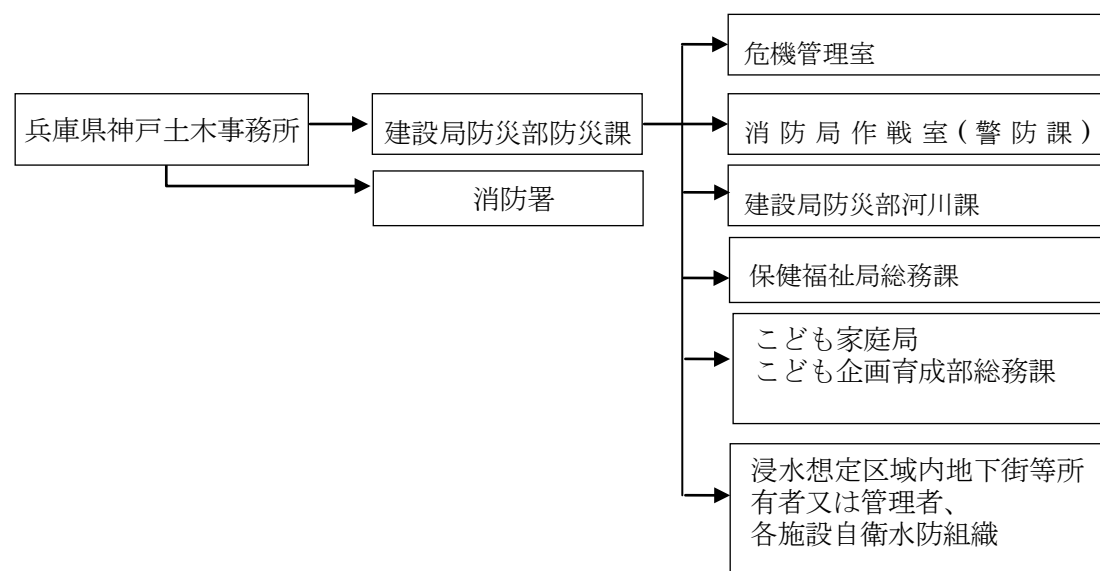
(1) 対象河川

- ・一級河川（1河川）  
淡河川
- ・二級河川（12河川）

武庫川、有馬川、高橋川、住吉川、石屋川、都賀川、新湊川、妙法寺川、福田川、山田川、明石川、伊川

(2) 水位周知河川における水位情報の通知

兵庫県神戸土木事務所は、管内に設置している量水標について、つぎのとおり神戸市に水位を通知する。



兵庫県神戸土木事務所所管量水標設置箇所及び氾濫注意水位等については「神戸市地域防災計画防災データベース 風水害対策編 応急資料 1-1-3」のとおりである。

**修正案**

**第4章 予報及び警報**

**4-1 気象庁が行う予報及び警報**

気象庁が行う予報及び警報の種類、発表基準等については、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対応計画 第1章 警戒体制及び防災活動計画 1-1 警戒体制」に定めるとおりとする。

**4-2 水位周知河川における水位到達情報**

水位周知河川は、洪水予報河川以外の河川のうち、兵庫県知事が指定する洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川である。

兵庫県は、水位周知河川の水位が避難判断水位に達したとき、及び、特別警戒水位（氾濫危険水位）に達したときは、その旨を関係水防管理団体へ通知する。

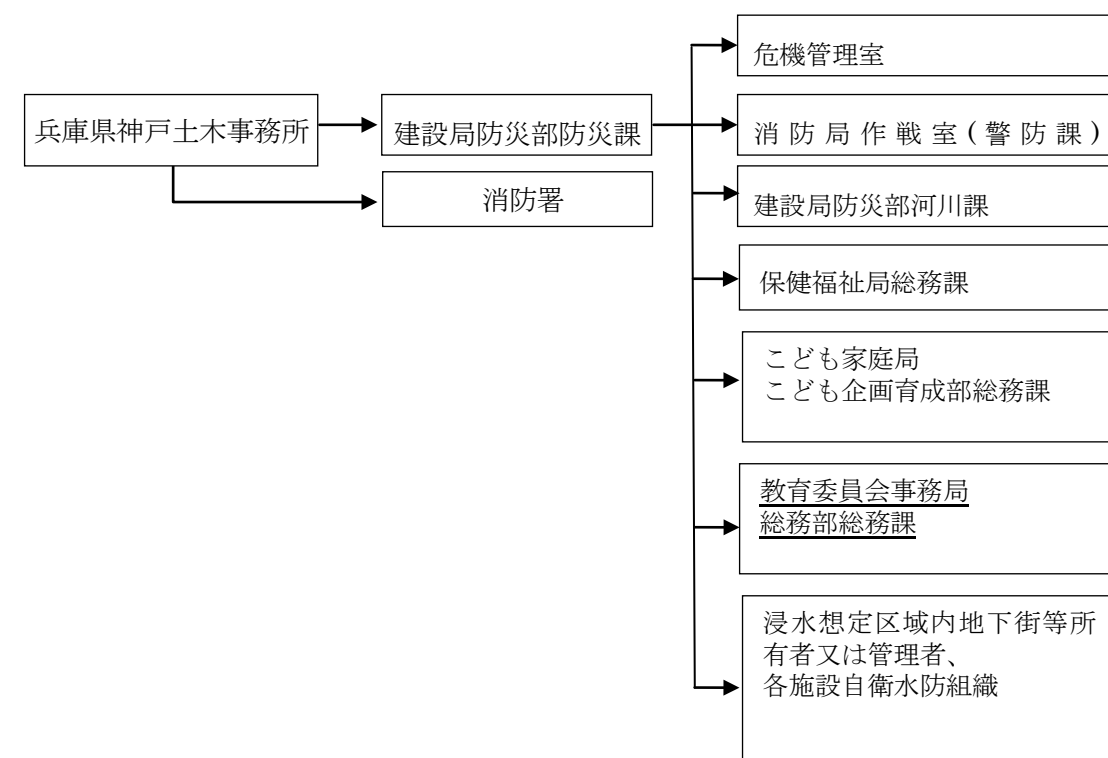
(1) 対象河川

- ・一級河川（1河川）  
淡河川
- ・二級河川（12河川）

武庫川、有馬川、高橋川、住吉川、石屋川、都賀川、新湊川、妙法寺川、福田川、山田川、明石川、伊川

(2) 水位周知河川における水位情報の通知

兵庫県神戸土木事務所は、管内に設置している量水標について、つぎのとおり神戸市に水位を通知する。



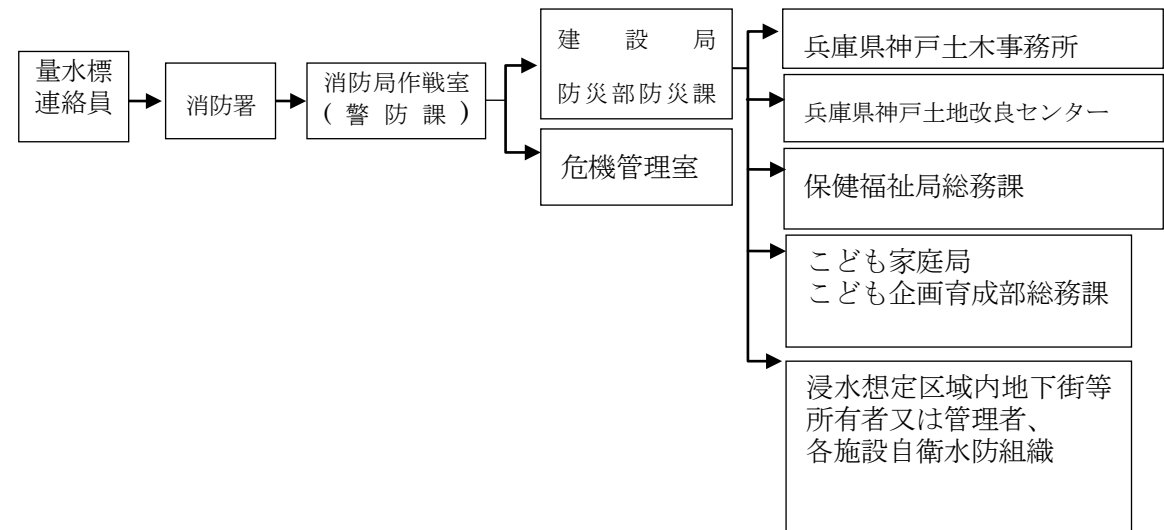
兵庫県神戸土木事務所所管量水標設置箇所及び氾濫注意水位等については「神戸市地域防災計画防災データベース 風水害対策編 応急資料 1-1-3」のとおりである。

**現行計画**

**第5章 水位等の観測、通報**

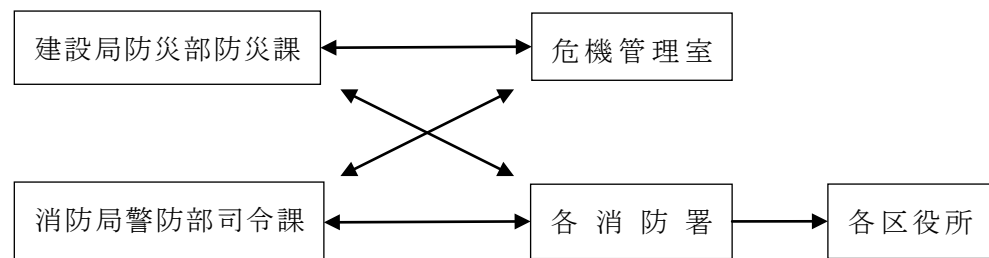
**5-1 水位の観測、通報**

量水標監視責任者（消防署長）はあらかじめ連絡員及び監視員を定め、監視員は量水標の監視にあたり、連絡員は水防団待機水位、または氾濫注意水位に達したとき、量水標監視責任者へ報告する。また、減衰したときも同様とする。



**5-2 雨量の観測、通報**

雨量観測所設置所管局は、降雨状況を把握し、相互に情報連絡し、関係先に通報する。



また、市及び関係機関が設置している雨量の観測所については「神戸市地域防災計画防災データベース風水害等対策編応急資料 1-1-2」のとおりである。

**第6章 ダムの操作**

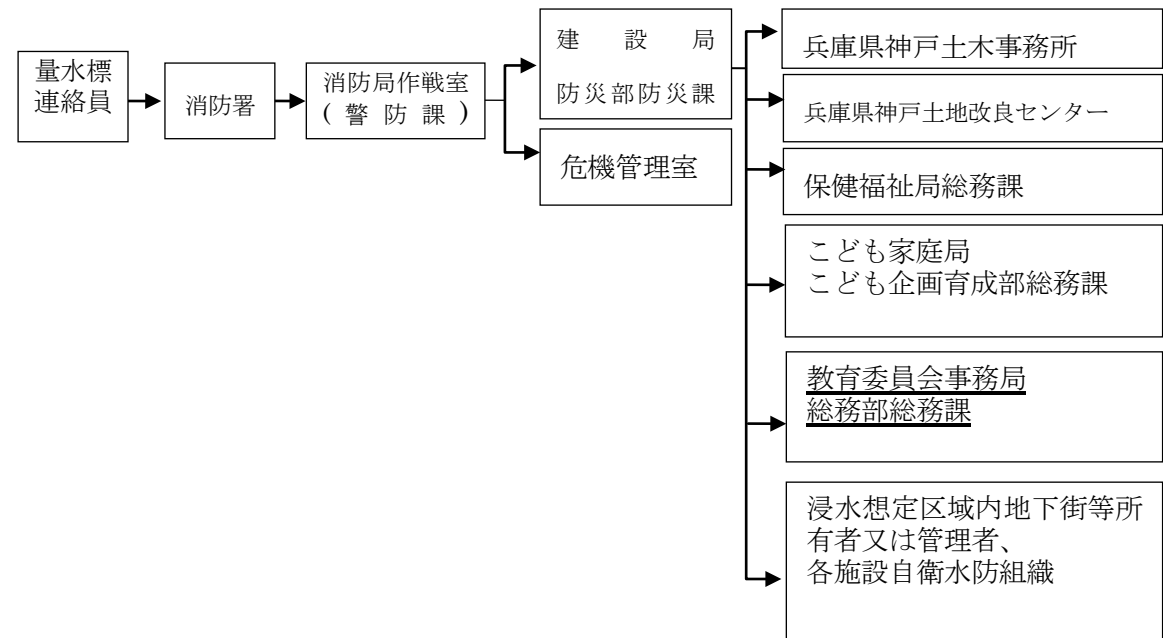
ダムの連絡体制については、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対応計画 第1章 警戒体制及び防災活動計画 1-1 警戒体制」に定めるとおりとする。

**修正案**

**第5章 水位等の観測、通報**

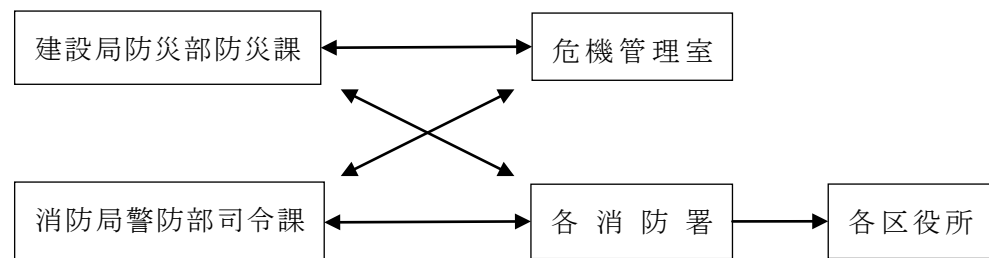
**5-1 水位の観測、通報**

量水標監視責任者（消防署長）はあらかじめ連絡員及び監視員を定め、監視員は量水標の監視にあたり、連絡員は水防団待機水位、または氾濫注意水位に達したとき、量水標監視責任者へ報告する。また、減衰したときも同様とする。



**5-2 雨量の観測、通報**

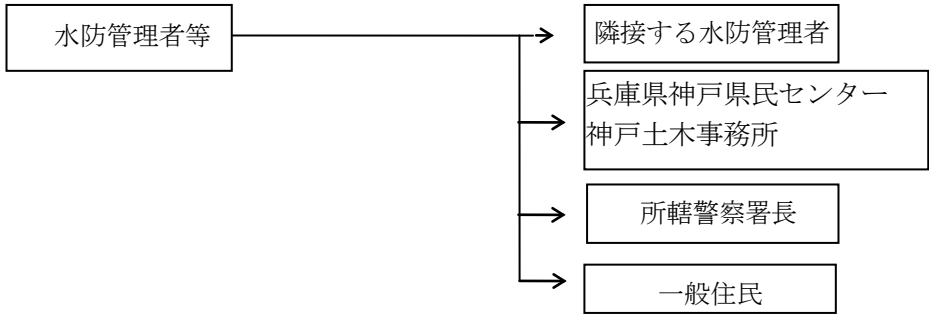
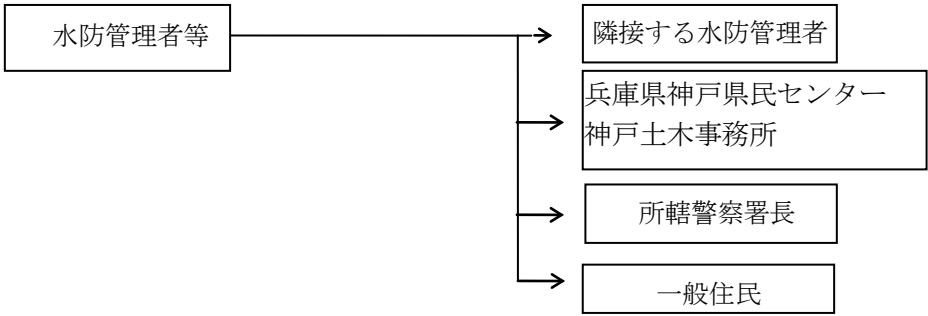
雨量観測所設置所管局は、降雨状況を把握し、相互に情報連絡し、関係先に通報する。



また、市及び関係機関が設置している雨量の観測所については「神戸市地域防災計画防災データベース風水害等対策編応急資料 1-1-2」のとおりである。

**第6章 ダムの操作**

ダムの連絡体制については、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対応計画 第1章 警戒体制及び防災活動計画 1-1 警戒体制」に定めるとおりとする。

現行計画	修正案
<p><b>9-4 警戒区域の指定</b></p> <p>水防上緊急の必要がある場所において、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。また、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。</p> <p><b>9-5 避難のための立退き</b></p> <p>洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。指示する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>立退き計画については、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対応計画 第5章 避難計画 5-3、4」に定めるとおりとする。</p> <p><b>9-6 決壊・漏水等の通報及びその後の措置</b></p> <p><b>1. 決壊・漏水等の通報</b></p> <p>水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者等は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村の長に避難勧告等の発令に資する事象として情報提供を行うものとする。</p>  <pre> graph LR     A[水防管理者等] --&gt; B[隣接する水防管理者]     A --&gt; C[兵庫県神戸県民センター 神戸土木事務所]     A --&gt; D[所轄警察署長]     A --&gt; E[一般住民]   </pre> <p><b>2. 決壊後の処置</b></p> <p>水防管理者は、決壊後といえどもできるかぎり氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。</p>	<p><b>9-4 緊急通行</b></p> <p><u>水防のため緊急の必要がある場合に赴くときは、消防団長、消防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般の交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。</u></p> <p><b>9-5 損失補償</b></p> <p><u>本市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。</u></p> <p><b>9-6 警戒区域の指定</b></p> <p>水防上緊急の必要がある場所において、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。また、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。</p> <p><b>9-7 避難のための立退き</b></p> <p>洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。指示する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>立退き計画については、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対応計画 第5章 避難計画 5-3、4」に定めるとおりとする。</p> <p><b>9-8 決壊・漏水等の通報及びその後の措置</b></p> <p><b>1. 決壊・漏水等の通報</b></p> <p>水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者等は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村の長に避難勧告等の発令に資する事象として情報提供を行うものとする。</p>  <pre> graph LR     A[水防管理者等] --&gt; B[隣接する水防管理者]     A --&gt; C[兵庫県神戸県民センター 神戸土木事務所]     A --&gt; D[所轄警察署長]     A --&gt; E[一般住民]   </pre> <p><b>2. 決壊後の処置</b></p> <p>水防管理者は、決壊後といえどもできるかぎり氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。</p>

現行計画	修正案
<p><b>12-2 報告</b></p> <p><b>1. 知事への報告</b></p> <p>水防管理者は、次の事項を河川及び海岸に関しては県神戸土木事務所を経由し、ため池に関しては県神戸土地改良センター所長を経由して知事に対し <u>10日</u>以内に報告するものとする。</p> <p>① 前節の①、④、⑤、⑧、⑪、⑫、及び⑮の事項</p> <p>② その他必要と認める事項</p>	<p><b>12-2 報告</b></p> <p><b>1. 知事への報告</b></p> <p>水防管理者は、次の事項を河川及び海岸に関しては県神戸土木事務所を経由し、ため池に関しては県神戸土地改良センター所長を経由して知事に対し <u>3日</u>以内に報告するものとする。</p> <p>① 前節の①、④、⑤、⑧、⑪、⑫、及び⑮の事項</p> <p>② その他必要と認める事項</p>
<p><b>第13章 費用負担と公用負担</b></p>	<p><b>第13章 費用負担と公用負担</b></p>
<p><b>13-1 費用負担</b></p> <p>1. 水防管理団体の水防に要する費用は、法第41条の規定により当該水防管理団体が負担する。 他の水防管理団体から応援を求められたときは、応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は両者協議して定める。</p> <p>2. 水防管理団体の水防によって他の市町が著しく利益を受けるときは、法第42条の規定により、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は両者協議して定める。</p>	<p><b>13-1 費用負担</b></p> <p>1. 水防管理団体の水防に要する費用は、法第41条の規定により当該水防管理団体が負担する。 他の水防管理団体から応援を求められたときは、応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は両者協議して定める。</p> <p>2. 水防管理団体の水防によって他の市町が著しく利益を受けるときは、法第42条の規定により、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は両者協議して定める。</p>
<p><b>13-2 公用負担</b></p> <p><b>1. 公用負担権限</b></p> <p>法第28条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防団長または消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使することができる。</p> <p>① 必要な土地の一時使用</p> <p>② 土石、竹木、その他の資材の使用</p> <p>③ 土地、土石、竹木、その他の資材の収用</p> <p>④ 車両、その他の運搬具または器具の使用</p> <p>⑤ 工作物、その他の障害物の処分</p> <p><b>2. 公用負担命令権限証</b></p> <p>法第28条の規定により、公用負担を命じようとする水防管理者、消防団長または消防機関の長は、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、公用負担命令権限証を携行し、必要ある場合にはこれを提示する。</p> <p><b>3. 公用負担命令書</b></p> <p>法第28条の規定により、公用負担の権限を行使しようとするときは、原則として次に示す公用負担命令書2通を作成して、その1通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずる者に手渡さなければならない。</p>	<p><b>13-2 公用負担</b></p> <p><b>1. 公用負担権限</b></p> <p>法第28条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防団長または消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使することができる。</p> <p>① 必要な土地の一時使用</p> <p>② 土石、竹木、その他の資材の使用</p> <p>③ 土地、土石、竹木、その他の資材の収用</p> <p>④ 車両、その他の運搬具または器具の使用</p> <p>⑤ 工作物、その他の障害物の処分</p> <p><u>また、水防管理者から委任を受けた者は、上記①～④（③における収用を除く。）の権限を行使することができる。</u></p> <p><b>2. 公用負担命令権限証</b></p> <p>法第28条の規定により、公用負担を命じようとする水防管理者、消防団長または消防機関の長は、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、公用負担命令権限証を携行し、必要ある場合にはこれを提示する。</p> <p><b>3. 公用負担命令書</b></p> <p>法第28条の規定により、公用負担の権限を行使しようとするときは、原則として次に示す公用負担命令書2通を作成して、その1通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずる者に手渡さなければならない。</p> <p><b>4. 損失補償</b></p> <p><u>本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。</u></p>